相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市小郡下郷三三四八番地、最後の住所山口県山口市矢原七四〇番地三（矢原市営アパートA―二〇四）

被相続人　亡　岡村　定

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

山口県山口市駅通り二―三―一八法曹ビル四階

相続財産管理人　弁護士　黒川　裕希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市新町橋一丁目三一番地一、最後の住所徳島県徳島市川内町平石住吉一八三番地　青香園　被相続人　亡　吉本　昭代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

徳島県徳島市東大工町一丁目一九番地

相続財産管理人　司法書士　小笠原哲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市垂水町六三六番地、最後の住所香川県丸亀市垂水町六三六番地

被相続人　亡　奥田　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階

相続財産管理人　弁護士　和田　節代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市広野町西裏一〇四番地、最後の住所愛媛県松山市本町六丁目六番地七ロータリー本町六二二号

被相続人　亡　岡田　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

愛媛県松山市三番町五丁目一二番一〇リバップビル五階三好法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三好　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市北吉田町三七二番地九、最後の住所愛媛県松山市清住二丁目一一一番地五

被相続人　亡　児玉　政彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

愛媛県松山市一番町四丁目一番地一六ＡＮＢＩＬＬ三階

相続財産管理人　弁護士　野垣　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市中村一丁目三三一番地、最後の住所静岡県湖西市鷲津一二九三番地の四四　タウニイ原Ａ―一〇一

被相続人　亡　高須賀利江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

愛媛県松山市宮西一丁目一番四号渡部浩二事務所

相続財産管理人　渡部　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原一一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　甲斐田　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

事務所佐賀県佐賀市鬼丸町二番二七号

相続財産管理人　司法書士　嘉村　幸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市島瀬町八七番地、最後の住所長崎県佐世保市鹿子前町九〇四番地一白寿荘

被相続人　亡　木塚　久惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

長崎県佐世保市木場田町三番三四号

相続財産管理人　弁護士　横田　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市東区保田窪本町一五番、最後の住所熊本県熊本市東区月出六丁目五番一四一―三〇二号メゾンキヨカ

被相続人　亡　野田　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

事務所熊本県熊本市中央区本荘六丁目一七番一五号原村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原村　憲司

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年十一月六日

一、墳墓等所在地　滋賀県大津市石山千町八六八―一

一、墳墓等の名称　メモリアルパーク大津　桜公園墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　西山繁規

一、改葬を行おうとする者　滋賀県大津市石山千町八六八―一　メモリアルパーク大津　桜公園墓地　宗教法人称名寺　代表役員　濱田　洋一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成二十九年十一月六日

一　墳墓等所在地　大阪府堺市美原区小寺三六三番地

一　墳墓等の名称　小寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府堺市美原区小寺三六三番地　小寺墓地管理組合

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十九年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

東京都千代田区岩本町一丁目二番一九号

株式会社日本法令確定給付企業年金

清算人　松下　英勝

第38期決算公告

平成29年11月6日

東京都千代田区五番町3番地1

豊創フーズ株式会社

代表取締役社長　金田　欧奈

貸借対照表の要旨

（平成29年7月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	603,929	流動負債	415,429
固定資産	1,215,808	固定負債	161,489
繰延資産	4,058	株主資本	1,246,877
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,181,778
		資本準備金	1,145,414
		その他資本剰余金	36,363
		利益剰余金	△34,901
		利益準備金	16,737
		その他利益剰余金	△51,638
		（うち当期純利益）	（136,216）
資産合計	1,823,796	負債・純資産合計	1,823,796